

別記 8

## 立木の取得に係る補償の運用方針

基準第 18 条、第 4 2 条第 3 項ないし第 5 項及び第 4 3 条第 3 項ないし第 5 項は、下記により処理するものとする。

なお、補償対象としない立木（山林に存する雑木等で移転を要しない立木）については、後の紛争を防止する措置を講じたうえで、土地の附加物として取扱うものとする。

### 1 事業に必要な立木を取得する場合

- (1) 事業に必要な場合とは、公園整備事業において事業用地にある立木を公園の緑地として利用する場合や、歩道整備事業などで現道脇にある立木を街路樹として利用する場合などをいう。
- (2) 補償を要する立木の取得について所有者の了解を得られたときは、立木の取得に係る契約を行う。
- (3) 取得した立木は、立木を道路構造物又は河川構造物として取得する場合を除き、公有財産台帳に記載するものとする。
- (4) 補償を要する立木の取得についての予算は、公有財産購入費とする。
- (5) 取得の意思決定に係る事務は事業担当が行い、所長の決裁を受けるものとする。
- (6) 取得した立木の引き渡しを受けるまでの事務は用地担当が担当し、引き渡し後は事業担当に引き継ぐものとする。事業担当は工事完了まで立木の管理を行い、工事完了後は管理担当が管理するものとする。

### 2 基準第 18 条第 2 項第 1 号関係

- (1) 基準第 18 条第 2 項第 1 号による立木の取得は、当該事業用地が急傾斜地等である場合に適用できるものとする。
- (2) 基準第 18 条第 2 項第 1 号で言う「土砂の流出、崩壊等を防止するため、土地を事業の用に供するまでの間、立木を残存させることが適当である」かどうかの判断は、当該土地の地質、地勢等から立木を移転（伐採）した場合に土砂の流出、崩壊等の可能性があるかどうかを判断するものとする。  
この場合に事業用地に存する立木の一部についてのみ取得の了解を得られたときであっても、その一部の立木を残すことによって土砂の流出を防ぐことができると認められるときは、立木の取得ができるものとする。
- (3) 立木を残存させる必要があると認められるときは、立木の所有者と立木の取得に係る契約を締結して立木を取得する。この場合に、立木の所有者から取得の申し出を拒否された場合は移転（伐採）の補償を行う。
- (4) 取得した立木については、事業のために撤去が必要となったときに撤去を行う。
- (5) 土砂の流出、崩壊等の判断及び取得の意思決定に係る事務は事業担当が行い所長の決裁を受けるものとする。立木の取得に係る契約から引き渡しを受けるまでの事務は用地担当が担当し、立木の引き

渡し後は事業担当に引き継ぐものとする。事業担当は立木の管理を行い、事業のために撤去を必要としたときに立木の撤去及び処分を行うものとする。

### 3 基準第18条第2項第2号関係

(1) 基準第18条第2項第2号による立木の取得は、立木を移転(伐採)させた後に草刈り業務等の維持管理費用が多くなる場合であって、次のア、イについて経済比較を行った上で、立木の取得によることが合理的であると認められるときに行うことができるものとする。

ア 立木の取得に係る費用+起業者伐採費用

イ 立木の移転(伐採)費用+維持管理費(立木を伐採させることにより増加する費用)

(2) 前記(1)の経済比較の結果、立木を取得することが合理的であると判断したときは、立木の所有者と立木の取得に係る契約を締結して立木を取得する。

(3) 取得した立木については、事業のために撤去が必要となったときに撤去を行う。

(4) 前記(1)の経済比較の中の、「立木の取得に係る費用」及び「立木の移転(伐採)費用」については事務所の用地担当で算定し、「起業者伐採費用」及び「維持管理費(立木を伐採させることにより増加する費用)」については事務所の事業担当が算定するものとする。取得の意思決定に係る事務は事業担当が行い所長の決裁を受けるものとする。立木の取得に係る契約から引き渡しを受けるまでの事務は用地担当が担当し、立木の引き渡し後は事業担当に引き継ぐものとする。事業担当は立木の管理を行い、事業のために撤去を必要としたときに立木の撤去及び処分を行うものとする。

### 4 基準第18条第2項第3号関係(第42条第5項で準用する場合を含む)

(1) 通常必要とされる管理が適正に行われていない場合とは、概ね10年以上管理(間伐等)を施しておらず、適正な立木密度が確保されていない場合をいい、次のア、イのいずれにも該当する場合とする。

ア 下刈り、枝打ち等が十分に行われていない状況にある場合

イ 当該立木の1ha当たりの植栽本数が2齢級(10年)以前の適正本数よりも上回っている状況にある場合

(2) 取得した立木については、事業のために撤去が必要となったときに撤去を行う。

(3) 取得の意思決定に係る事務は用地担当が行い、所長の決裁を受けるものとする。

(4) 立木の取得に係る契約から引き渡しを受けるまでの事務は用地担当が担当し、立木の引き渡し後は事業担当に引き継ぐものとする。事業担当は立木の管理を行い、事業のために撤去を必要としたときに立木の撤去及び処分を行うものとする。

### 5 基準第42条第3項関係

(1) 第1号に該当する立木に対する取得補償の適用の可否は、林令により判断するものとする。

(2) 取得補償を適用することができる林令は、標準書の定めるところによる。

(3) 「やむを得ないものであると認められるとき」とは、被補償者が伐採補償を希望しない場合で、かつ起業者が立木を取得して伐採することに支障がない場合をいう。

(4) 取得した立木については、事業のために撤去が必要となったときに撤去を行う。

- (5) 取得の意思決定に係る事務は用地担当が行い、所長の決裁を受けるものとする。
- (6) 立木の取得に係る契約から引き渡しを受けるまでの事務は用地担当が担当し、立木の引き渡し後は事業担当に引き継ぐものとする。事業担当は立木の管理を行い、事業のために撤去を必要としたときに立木の撤去及び処分を行うものとする。

#### 6 基準第43条第3項関係

- (1) 「やむを得ないものであると認められるとき」とは、被補償者が伐採補償を希望しない場合で、かつ起業者が立木を取得して伐採することに支障がない場合をいう。
- (2) 取得した立木については、事業のために撤去が必要となったときに撤去を行う。
- (3) 取得の意思決定に係る事務は用地担当が行い、所長の決裁を受けるものとする。
- (4) 立木の取得に係る契約から引き渡しを受けるまでの事務は用地担当が担当し、立木の引き渡し後は事業担当に引き継ぐものとする。事業担当は立木の管理を行い、事業のために撤去を必要としたときに立木の撤去及び処分を行うものとする。

#### 7 基準第18条第2項各号、第42条第3項及び第43条第3項共通関係

- (1) 取得した立木は土地の附加物として解釈し、公有財産台帳の記載を要しないものとする。
- (2) 立木の処分において処分益が発生する場合は、工事発生品として整理するものとする。
- (3) 立木の取得についての予算は、補償・補填及び賠償金（補償金）とする。